広報 横芝

この広報は各家庭に洩れなく配付します。
発行所・千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝 32 249・339

◆ 年金だより ◆

5月6日から　福祉年金支給開始
5月11日から　児童扶養手当支給開始
5．6月は　福祉年金受給者所得状況届提出
7月は　児童扶養手当受給者所得状況届提出

税というもののプラスとマイナス

もし利子をとらない銀行があったとしたら、それは慈善事業の一つとも云えましょう。

しかしそれは儚い夢！破産に瀕した者の苦しまぎれの願いごとならともかくも、未来えいごう金融事業の存在する限り、これを期待するほうが無理と云うものです。

云うまでもなく、利子があっての金融事業だからです。

そこで、ここに云う利子と似たようなものに、税金を滞納すると、延滞金と云う招かざる客で、納税者にとっても徴収する側にとっても迷惑な附帯金があります。

もちろん、銀行とは違って利子をとるのが本旨ではありませんが、延滞金には債務不履行への利子的な性格と、一種の行政罰的な意義も含まれていて、法の定めるところによって厳重に、それも本税に先きだって徴収するとあります。

この延滞金は、各納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額一〇〇円について一日四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して一〇日を経過した日以前の期間については一日二銭）の割合で納付しなければなりません。

いわゆる日歩四銭は年利一割四分六厘にあたります。

また、それとは全く対象的なものに「報奨金」の制度があります。

まだ納期日の到来しない税金を納付した場合の特典で、俗にいう「前納報奨金」と呼んでいるのがそれです。

この「納期前納付報奨金」は、各納期の納期前の月数一ケ月について、その税額の一〇〇分の一に当る金額が交付されることになって居ります。

以上、延滞金と報奨金について述べましたが、皆さんが、これらの余分な「出ずる」を制し、「入るを計った」結果としては、町の計画事業が順調に進捗して町がますます発展するための素因ともなるわけです。

皆さん、横芝町が、よりよく発展向上するために、納期内に納税されますよう御協力下さい。

納期前納付の報奨金交付率

税目	期別	納期	5月15日納付	6月15日納付	7月15日納付	8月15日納付
固定資産税	2	7月1日～7月31日	2%	1%	0%	0%
	3	9月1日～9月30日	4	3	2	1
	4	11月1日～11月30日	6	5	4	3
町県民税	2	8月1日～8月31日		2	1	0
	3	10月1日～10月31日		4	3	2
	4	12月1日～12月25日		6	5	4

（注）前納する際には認印を御持参下さい

青少年健全育成条例のあらまし

この二月一日から施行されている青少年健全育成条例のあらましについてお知らせいたします。御存知の通りこの条例は、全部で十三条から出来ており、去年の九月県会で制定され、二月一日から施行されたものです。この中で、県や市町村それに県民が一体となって、青少年が健全に育成する為の環境をつくったり不良行為などを防止することを義務づけています。

この条例での青少年とは、小学校に入学したときから満十八才に達するまでの者となっています。まず県の任務としては、青少年の自主的な団体活動に対する指導や援助それに青少年の体育や娯楽、研修のための施設の新設や整備をしなければならないことがあげられています。

この外、優良図書や映画などの推奨とこれらの有害なものの規制や制限をすることになっています。又市町村もこれら県の行なう施策に協力しなければなりません。

次ぎに、一般県民はすべて青少年が健全に成長するよう努力しなければならない義務があるとして、特に質屋、古物商、旅館それに風俗営業者に対する任務をきびしくしています。

又保護者に対しても青少年が深夜外出などの行為を防止しなければならないことをきめています。

青少年は明日をになう希望です。この条例をよく理解して、青少年の健全な育成のために御協力下さい。

管内小中学校教職員異動

大総安井校長匝瑳小へ　後任はお馴みの北田校長

■転出

酒井　辰造　日源中へ　横中
海保　良之　退職　横小
唐鎌　政子　芝山小へ　横小
浅野　貞子　芝山小へ　横小
伊藤　とん　旭中央小へ　横小
稲田　次郎　大富小へ　横小
安井　勝見　匝瑳小へ　大総
真行寺三佐子　横小へ　大総

■転入

野老　洋子　九十九里小より　横小
鈴木　幸子　日源中より横小
小椰　淳　大富小より横小
内田　礼子　新任　横小

大物異動としては、伊能忠敬の研究等で町民にも親しまれていた大総小の安井勝見校長の転出が惜しまれたが、上堺小、横芝中、特に大総学区には馴み深かい北田立美校長の着任はすでに成人した教子も多いだけに好評を得ている。

―議会だより―

昭和四十年度定例議会（昭和四十年三月八日付昭和四十年三月十一日午前十時招集のもの）

○第一号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、（議長副議長議員それぞれの報酬を改正するもの）　○第二号議案、特別職の職員の給与に関する条例一部を改正する条例制定について（町長、助役、、収入役、それぞれの給与を改正するもの）　○第三号議案、横芝町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について（教育長の俸給を給与改訂に伴なって改正増額するもの）　○第四号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（投票管理者、選挙投票開票立合人、町医、校医、歯科校医、学校薬剤師の年額報酬及費用弁償を改正増額するもの）　○第五号議案、横芝町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（一般会計の職員中、その他の職員四人を七人に改めるもの）　○第六号議案、横芝町税条例の一部を改正する条例制定について（町税条例の中、控除額を主としての改正を行なうもの）　○第七号議案、横芝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（税法の改正に伴ない控除を主とした改正を行なうもの）　○第八号議案、有線放送電話業務に関する条例の一部を改正する条例制定について（有線放送使用料及利用料金の改正増額を行なうもの、）　○第九号議案、農用トラクターの設置及び管理に関する条例制定について（農業経営の省力化、農業経済の向上を企図するため、農業構造改善事業計画に基づいて、町営農用トラクターの使用及管理について規定するもの）　○第十号議案、昭和三十九年度横芝町一般会計補正予算議定について　○第十一号議案、昭和四十年度横芝町一般会計予算議定について　○第十二号議案昭和四十年度横芝町有線放送電話特別会計予算議定について　○第十三号議案、昭和四十年度横芝町国民健康保険特別会計予算議定について　○第十四号議案、昭和四十年度横芝町老人ホーム特別会計予算議定について　○第十五号議案、昭和四十年度横芝町住宅改良資金貸付事業特別会計予算議定について　○第十六号議案、昭和三十九年度横芝町国民健康保険特別会計補正予算議定について。

以上十六議案を審議決定、（予算関係の金額は四月上旬公表を回覧したので省略した）

×　×　×

駅伝は五位に終る

しかし「中学生に望みをかける」と語る小林盛一体協会長

横芝町体育協会では、毎年駅伝に選手を送りながら比較的下位の成績に涙を飲んでいたが、昨年からは選手層の厚さと青少年の錬成に主眼を注いで、駅伝予選をもかねて町内ロードレースを行なった。

此の行事はなかなか好評で、中学校当局の協力と相まって、一月三十一日という、いわゆる寒風の中にもかかわらず、出場者四四名という盛会であった、しかも此の選手の中四二名までが中学生であったことはいよいよ頼母しい限りである。さて郡駅伝としては、今回も血涙五位に終ったが、第一区間賞に輝く宇井光男君の活躍等仲々良いところを見せてくれた。

町村対抗となると、どうしても勝敗にとらわれて時には他町村から何等かの形で優秀選手を導入出場させ、しかもその為にせっかく期待していた町出身の選手が出場出来なかった等ということも他所では風聞する中に、「今後の横芝体育の向上と明日への時代を担う青少年の精神面の錬成が大切です」と語る体育協会長小林盛一氏の言葉は取りも直さず体協全体の考えであろうことを町民挙って切望し、「これでこそ我が横芝の体協」と心から支援を惜しまないものと確信する。

年間予防接種予定表

◉種痘
一期、生後二～一二月以内
二期、入学前六月以内（小学
三期、卒業前六月以内（小学

◉ジフテリア
一期、生後三～六月以内
二期、一期後一年～一年半
三期、入学前六月以内（小学
四期、卒業前六月以内（小学

◉百日セキワクチン
一期、生後三～六月以内
二期、一期後一年～一年半

◉腸チフス、パラチフス
一期、生後三六月～四八ケ月、以後満六〇才まで毎年。

◉ポリオワ、生後三月～一八月の間（服用）

以上は法的に定められたものなので役場から通知が有った場合は、是非受接されるようにお奨めいたします。

ふる里の話題

♥坂田城♠　㈡

属砦の跡は小堤地区内にあり、今要害と呼ばれている。（小堤砦〜神保長門が守備、馬出古塹壕の形郭が残存する。城之内と称す）記録に「大台村山中村共山城址令不審相伝和田某居山中砦神保某居大台柵按坂田城之支城」とあり「井田因幡守亦千葉氏属将而特非城主如神保三谷二氏亦千葉氏家臣而井田氏之裨将也」とある。山中城（和田）大台城（神保）は坂田城の支城であったと考えられ谷の上道の伝説から匝瑳新村城（三谷）も支城であったと云えよう。芳賀氏の殆後成東城（鳴戸城白升＝しらます＝）も坂田城の勢力下に入った記録がある（里見記）。下総大台城、台城、柴崎城、金尾城、小池城等も支城であったものと考えられる。

城址は、現在山村と畑地になっているので往時の姿を偲ぶに不充分である。参詣道、見張役所（番小屋）の地名や人為的に突固められた三層の土壌や城の絵図面のゆくえ、山室譜伝記（坂田本）紛失先の求明等、今後の課題として幾多の疑問が残されている。

領国基盤としての領地、経済の根底である農村は、命を賭けた闘争によって保護され又拡大されて来た。戦国の領主はその為に戦塵の中に生涯を過さなければならなかった。井田氏は、坂田、小池、大台の三城を合わせて三五〇〇石を領したというが、それを確証付ける資料の数は乏しい。因幡守は、氏政に小池の地を与えられ、更に牛尾城主の野望を制し、大台、小原子、山田、上吹入、下吹入の村々を賞与された。坂田城に移ってからは、坂田郷六村と取立、木戸台、古川、両国新田、横芝の村々をも領有した。又松尾町大平区の一部（折戸、下之郷、下野、高富、広根等）の村々を領し、更に井田文書に残る領地目録には、木積、久方、山桑、谷中、貝塚、市野原、富下、新井、中沢、等々を領したとも記録されている。掲表は目録の一部であるが、栗山川を臍越し下総九村をも勢力下に圧していたことが理解できよう。同文書に壬辰九月廿七日付の八日市場領の年貢勘定証文が残っており、額面は米納が四〇七石八斗六合と、永楽納は弐貫弐百文とある。「右之内」とあり十分の一引とある。残而三六七石二斗六合と壱貫九百八拾文は定納とある。米納は京判三斗五升を一俵と考えると、一〇四八俵二斗二升六合となる。「右之内」とあり保科甚四郎の夫扶持として十五人分一九六俵が控除され、残而四三一俵六升五合が関宿へ運送されて「此内舟賃之渡」として十九俵六升五合とある。また「右之駄賃二渡」で四九俵一斗三升が控除され「其方有御蔵」として三七二俵三斗一合の記録がある。

領地名	貫高	現在地
木つみ	12〆	八日市場市木積
久方	8	八日市場市久方
山くわ	8	八日市場市山桑
谷中	8	光町谷中
貝塚一原	6	八日市場市貝塚市野原
とみ下	1	光町富下
あらゐ	1	光町新井
中さわ	1	？

井田文書による領地目録

「右分出市之札あづかり申候残物之儀急速可有御納候也仍如件」とあり、藤田又右衛門、岡佐兵衛、飯島半次の三名の姓名花押が連署してある。己年七月三日付額面三七〇俵三斗一合の記録もある。この証文については二通りの解釈ができる。米を八日市場から関宿に輸送しているのは、一つには米市への出荷が考えられ、又一つには将軍家に対する年貢納入とも考えられるが壬辰の干支は文録元年が壬辰に当たり、しかも市出という記録もあるので前者を採ることが有力であろう。室町時代の末期以降市場網の拡大とともに米穀を大量に処理し、取引の円滑を図る為専問的な米市場が各地に発生し、市場への出荷は札差による委託販売が行なわれている。八日市場から佐倉の公津まで駄馬で運び、公津から関宿まで利根川をさか上ったものと考えられる）米納の四三一俵六升五合の駄賃が一頭当八升二合、馬二一六頭四九俵一斗三升と記録にある。舟賃は一〇〇俵当四俵二斗三升十九俵六升五合とも記録され、利根川の運送用舟は艜舟か房丁高瀬船、房丁茶船であった。

千葉猪鼻城下の市場の地名と同じく城を中心にして市場が営まれていたらしい。坂田城の場合は市場に築城されたのであるが、果して築城前から存在していたものか否かは詳かでない。（市場村の地名発生の時期を求明して下さい。）＝立会、史談会員伊藤一男氏、寄稿「総州井田氏の研究」より

次号には軍事力の構成を掲載する予定です。